

## 市長の調査等の対象となる法人を定める条例の制定について

### 1 条例制定の理由

従来、市長の調査等（地方自治法第221条第3項）の対象となる法人については、地方自治法施行令第152条の規定により、市の出資比率又は債務負担比率が2分の1以上の一般社団法人・一般財団法人、株式会社が対象であったが、地方自治法施行令の一部改正（平成23年12月26日）により、条例で4分の1以上2分の1未満を出資又は債務を負担している法人を追加することができることになった。

このため、予算執行の適正化等を図る観点から、江別市における長の調査等の対象法人の範囲を拡大するため、条例を制定するものである。

### 2 条例の概要

地方自治法施行令第152条第1項第3号及び第4項第2号の規定に基づき、市長の調査等の対象となる法人の範囲について、4分の1以上2分の1未満を出資又は債務を負担している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社とする。

施行期日は、条例公布の日とする。

### 3 対象法人

従来の2分の1以上出資法人に加え、新たに4分の1以上出資法人が対象となる。

	法人名	出資比率 (%)	出資比率 1/2 以上	出資比率 1/4 以上 1/2 未満
従来からの対象法人	(株)江別振興公社	99.5	○	
	財団法人江別市在宅福祉サービス公社	100.0	○	
	財団法人江別市スポーツ振興財団	50.0	○	
条例制定により新たに対象となる法人	(株)フラワーテクニカえべつ	44.0		○

### 4 議会への報告との関連（地方自治法第243条の3第2項との関連）

これまで、対象となる法人については、毎事業年度の事業計画を3月議会に、決算に関する書類を6月議会に提出・報告していた。この条例によって対象となる法人についても、毎事業年度の事業計画及び決算に関する書類を議会に提出し、報告する。

### 5 条例案議会提出までのスケジュール

- ・10月：パブリックコメント実施
- ・11月：パブリックコメント結果集約、公表
- ・11～12月：市議会定例会へ条例案提出